

稲沢市民病院の指定管理者制度導入に係る
サウンディング型市場調査

実施要領

令和8年10月9日

稲沢市

1 サウンディング型市場調査について

「サウンディング型市場調査」（以下「調査」という。）は、市の事業の検討段階において、法人の皆様から広く意見や提案を求め、対象事業の検討を進展させるための情報収集等を目的に実施するものです。

2 調査の目的

稲沢市民病院（以下「市民病院」という。）は、平成 26 年度に現在の場所へ新築移転し、「地域の皆様に親しまれ信頼される病院をめざします」を基本理念に、二次救急医療の提供をはじめ、地域医療において中核的な役割を果たしてきました。

しかしながら、近年の人件費上昇や物価高騰の中、市民病院の経営状況は急速に悪化しており、現状のままでは現金・預金が枯渇して市民病院を運営することが困難となることに加え、市一般会計への負担が増すことによる他の市民サービスへの影響も予見される状況となりました。

そこで、市民病院の経営改善のため、運営等のあり方について「稲沢市民病院のあり方検討委員会」（以下「委員会」という。）で検討を進めたところ、答申において「指定管理者制度の導入」が有効であると結論付けられました。本市はこれを尊重し、市民病院への指定管理者制度導入の可能性について検討を進めています。

本調査は、答申を踏まえて市が方針を定めるに当たり、法人の皆様から、指定管理者への参入意向のほか、公募に応じる場合の条件等を広くお聴きし、制度導入の可能性を探るとともに、将来的な公募条件等の検討に反映させるための対話を目的に実施します。

3 施設の概要

名称	稲沢市民病院
所在地	愛知県稲沢市長束町沼 1 0 0 番地
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造（免震構造）
竣工	平成 26 年 9 月
施設規模	敷地面積：35,461.10 m ² 建物延面積：27,142.44 m ² ※敷地面積には、市が別に運営する病児・病後児保育施設（軽量鉄骨造 1 階建、延床面積 143.46 m ² ）を含みます。
駐車台数	594 台（平面駐車場）
病床数	一般病床 278 床（急性期 191 床 地域包括ケア 87 床） ※5 階南病棟（急性期 46 床）は非稼働のため、稼働病床は 232 床。
診療科	内科、消化器内科、循環器内科、糖尿病・内分泌内科、老年内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、病理診断科、歯科口腔外科、リハビリテーション科
指定医療機関等	保険医療機関、労災指定医療機関、指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）、被爆者一般疾病医療機関、公害医療機関、臨床研修指定病院、救急告示病院、生活保護法指定医療機関、結核予防法指定医療機関、第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関、地方公務員災害補償指定病院、身体障害者福祉法指定医、母体保護法指定医、災害拠点病院（地域災害拠点病院）
その他	訪問看護ステーション・レストラン・売店・院内託児所を併設

4 実施スケジュール

内 容	実 施 時 期
実施要領の公表	令和8年10月9日(金)
対話の参加申込み	令和8年10月9日(金)～21日(水)午後4時まで
現地見学の実施	対話参加者の実施希望に応じて個別に調整
任意資料及び質問票の提出	対話実施日の3営業日前まで
対話の実施	令和8年11月4日(水)～6日(金)
結果の公表	令和8年11月中旬予定

5 対話の概要

(1) 対象者

次のいずれかに該当する法人

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関（病院に限る。）の開設者（都道府県及び市町村を除く。）

イ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人のうち、医学部を設置しているもの

ウ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条に規定する公立大学法人のうち、医学部を置く大学を設置しているもの

エ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人のうち、医学部を置く大学を設置しているもの

オ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人のうち、病院を開設しているもの

カ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定による一般社団法人又は一般財団法人のうち、病院の運営を目的とするもの

キ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定による公益社団法人又は公益財団法人

ク 医療法第39条第2項に規定する医療法人のうち、病院を開設しているもの

(2) 実施方法

稲沢市役所での対面、もしくはオンライン方式

(3) 対話内容

主に次の対話項目について、自らが市民病院の指定管理者となることを前提に、現時点で実現可能と見込まれるご意見・ご提案をお願いします。

対話の際には、「主な対話項目」に沿って、ご説明・ご提案をお願いします。その後、市から質問し、または参加者からの質問に対して市が回答する形式で対話を進めます。

※一部、お答えいただけない項目・内容があっても差し支えありません。

【主な対話項目】

No.	項 目	内 容
1	医業収益の改善に向けた運営など	(1)収入を上げるための方策、支出を抑制するための方策 (2)自らが運営する医療機関との連携やスケールメリットを生かした運営の方策 (3)指定管理期間
2	医療従事者の確保	医師、看護師、コメディカルなど医療従事者の確保策
3	市民病院職員の処遇（雇用・給与体系・福利厚生など）	(1)指定管理者制度移行後も市民病院で継続して働くことを希望する市民病院職員の雇用保障 (2)市民病院職員を雇用する際の、給与体系や福利厚生等の処遇
4	移行に必要な期間	指定管理者の議決を受けてから指定管理を開始するまでに必要な準備期間
5	市及び指定管理者の負担金	(1)政策医療等の維持を目的に市が指定管理者に支払う負担金 (2)市の資産を使用することに対する指定管理者が市に支払う負担金
6	政策医療等（救急医療や小児医療など）の実施	(1)政策医療等の維持・拡充に向けた方策 (2)災害・感染症への対応や市との連携
7	地域医療の維持・充実に向けた取組み	(1)市民病院が目指すべき診療機能の方向性（急性期の拡充やケアミックスの維持など） (2)診療科の扱い（診療科の増設や地域の医療需要等に基づく見直し等の方向性、医師配置等） (3)訪問看護事業等の継続 (4)近隣の病院やクリニックとの地域医療連携の充実に向けた方策 (5)指定医療機関等の継続
8	設備や医療機器等の更新	(1)設備や医療機器等の更新におけるコスト抑制のための方策 (2)今後導入が望ましいと考えられる設備や医療機器 (3)現時点で想定される設備や医療機器の更新計画 (4)設備投資等の費用負担区分 (5)電子カルテの更新
9	その他	現在の市民病院の運営状況や委員会の答申内容を踏まえ、参入するに当たっての抱負、課題や障壁とを感じる事項、参入がしやすくなる条件

6 対話までの流れ

(1) 対話参加の申込み

「様式_対話申込書」に必要事項を記載のうえ、電子メールでご提出ください。ご提出後は、受領確認の電話をお願いします。

※電子メールの件名は「【対話申込】(法人名)」としてください。

【申込期限】令和8年10月9日(金)～21日(水)午後4時まで

【申込先】「9 問い合わせ先」のとおり

(2) 現地見学の実施

市民病院の現地見学を希望する法人に対し、個別に日時を調整し、診療等に影響のない範囲で院内の見学を実施します。

(3) 資料送付及び対話日時等の連絡

対話参加の受付後、申込みをいただいた法人宛てに、電子メールで「公募条件に関する資料」を送付します。また、実施日時等も併せてご連絡します。

現地見学や対話参加の申込みが多数あった場合は、実施日時について調整をさせていただくため、ご希望の日時等に沿えないことがあります。予めお含み置きください。

(4) 任意資料及び質問票の提出

「5 対話の概要 (3)対話内容」に基づく効果的な対話を実施するため、必要に応じて任意資料「サウンディング事前調査票」(対話参加の受付後、様式を送付。独自様式でも可)及び市への質問票(任意様式)を電子メールでご提出ください。ご提出後は、受領確認の電話をお願いします。

※電子メールの件名は「【任意資料提出】(法人名)」としてください。

※事前調査票は対話を円滑に進める趣旨で記載いただくものであり、提出は必須ではありません。独自様式の資料提出、もしくは事前の資料提出自体がなくても差し支えありません。

※質問票(任意様式)については、提出した法人に対して対話実施日に回答するとともに、後日市側で取りまとめた質問及び回答を、全参加法人に対して共有することを想定しています。

【提出期限】対話実施日の3営業日前まで

例：11月4日(水)実施の場合、10月29日(木)午後4時までに提出

【提出先】「9 問い合わせ先」のとおり

(5) 対話の実施

知的財産保護の観点から、対話は個別に実施します。

【実施期間】令和8年11月4日(水)～6日(金)の午前9～12時、午後1～5時まで

※対話参加の申込み後、別途調整します。

【所要時間】 1 グループにつき 1 時間程度

【実施方法】 稲沢市役所での対面、もしくはオンライン方式

【場 所】 稲沢市役所本庁舎 2 階 秘書政策課病院経営対策室
稲沢市稲府町 1 番地

※集合後、会議室までご案内します。

【対話内容】「5 対話の概要 (3)対話内容」をご確認ください。

(6) その他

- ・ 参加人数は 1 グループにつき 5 名までとさせていただきます。

7 留意事項

(1) 対話及び対話内容の取扱い

対話への参加実績は、指定管理者選定における評価の対象となりません。

また、対話に参加した法人に対し、市民病院における指定管理者の公募への参加を義務付けるものではありません。

対話における双方の発言とも、あくまで対話時点で想定されるものとし、何らの約束をするものではないことをお含み置きください。

(2) 対話に関する費用の負担

対話参加に要する費用は、参加者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

対話実施後に追加対話（メール等のやりとりを含む。）を実施させていただく場合がありますので、予めお含み置きください。

(4) 実施結果の公表

対話の実施結果については、概要を市ホームページ等で公表します。

参加者の名称及び知的財産に係る内容は原則として公表しません。また、参加者に対し、公表内容の事前確認を行います。

※稲沢市行政情報公開条例（昭和 58 年稲沢市条例第 16 号）の規定に基づき、対話の内容については情報公開の対象となる場合があります。

(5) 参加除外条件

次に該当する場合は、対話に参加することはできません。

ア 稲沢市暴力団排除条例（平成 23 年稲沢市条例第 13 号）に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

イ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当する者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札

- 等への参加を制限されている者
- エ 法人税、法人事業税、法人都道府県民税及び法人市町村民税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- オ 法人の役員に、破産者で復権を得ない者又は禁固以上の刑に処せられその執行が終わるまで、もしくはその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれている者
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続きをしている者
- キ 労働関係法令に違反し、官公署から摘発・勧告等を受けている者

8 参考資料

(1) 市民病院の運営に関するもの

- ア 稲沢市民病院経営強化プラン
- イ 稲沢市病院事業の設置等に関する条例
- ウ 稲沢市病院事業の設置等に関する条例施行規程

(2) 市民病院のあり方検討に関するもの

- ア 稲沢市民病院のあり方検討委員会答申及び報告書
- イ 第1回～第5回委員会資料

9 問い合わせ先

連絡先：稲沢市総合政策部秘書政策課病院経営対策室

所在地：稲沢市稲府町1番地

電話番号：0587-32-2310（直通）

ファックス：0587-23-1489

メールアドレス：byouin-keiei@city.inazawa.aichi.jp